

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会規約

(部会の設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約第11条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）にIODP部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、主として統合国際深海掘削計画（以下「IODP」という。）を円滑に推進するため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、会員総会の承認を必要とする。

- (1) IODPの中央管理組織（以下「IMI」という。）会員機関が選出したIMI理事候補に対する推薦
- (2) IODP/SAS(国際的研究支援組織)関連の各種パネル委員の推薦
- (3) 日本を中核とする科学掘削提案の支援と提言
- (4) IODP航海の乗船研究者の推薦
- (5) IODPの啓蒙と研究成果の公開
- (6) 必要に応じて、上記のIODPに関する科学検討に関連する事項を検討する委員会・専門部会を設置する。

(部会役員)

第4条 部会に部会長1名と部会幹事数名の部会役員を置く。部会役員は、部会からの推薦に基づき、理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。

- 2 役員任期は3年とし、再任を妨げないが3選は出来ないものとする。
- 3 部会長は、部会を代表するものとし、会務を総括する。

(組織)

第5条 部会は、次の組織で運営される。

- (1) 部会幹事会：部会長及び部会幹事で部会幹事会を構成する。部会は、部会役員を選出、各種パネルの委員推薦や乗船研究者の推薦など、部会の運営に関わる案件を議決する。また、IMI理事候補としてIMI会員機関が選出した者について、会員総会で推薦を求める。
- (2) 執行部：部会長と部会長が指名する若干名から構成され、部会幹事会にかけ原案作成や部会幹事会での決定事項を執行する。

(部会幹事会の開催)

第6条 部会幹事会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

- 2 部会幹事会は、部会幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。
- 4 コンソーシアム会員は、正会員、個人会員、賛助会員を問わず、オブザーバーとして部会幹事会に出席し、意見を述べる事ができる。ただし、幹事会への出席にあたっては、あらかじめ執行部の了解を得るものとする。

(部会事務局)

第7条 部会運営に関する事務を実施する組織として部会事務局を置く。部会事務局は、執行部、部会長が所属する組織の事務担当者及び地球機構担当者から構成され、地球機構 IODP 推進室及び部会長の所属する組織に設置する。

(規則の変更)

第8条 本規則の変更については、部会幹事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。

(細則)

第9条 部会の運営に必要な事項については別に定める。

附則

(施行)

1 この規則は、平成15年2月22日より施行する。

2 本規則第7条に定める部会事務局について、地球機構に係る規定は、コンソーシアム規約附則第3項に規定するコンソーシアムと地球機構間の覚書の締結を以て有効とする。